

Title	宋代の主客戸統計
Sub Title	
Author	加藤, 繁(Kato, Shigeshi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1933
Jtitle	史学 Vol.12, No.3 (1933. 8) ,p.1(379)- 33(411)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19330800-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19330800-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 宋代の主客戸統計

加藤

繁

宋代の戸口の數は、前代に比してかなり詳に傳へられて居るが、其の數字には大抵主客の語が結附いてゐる。即ち主戸若干客戸若干など、云ひ、若しくは之を合はせて主客戸若干など、云つて居る。主戸と大體同様と思はれる土戸（註）並に客戸といふ語は唐代から存在し、兩税法と密接な關係があつたので、通典にも、建中の初戸口を按比し、土戸百八十餘萬、客戸百三十餘萬を得たと云つて居る。而して建中以後、實際には土戸客戸を區別してそれ〴〵戸口を算へたのかも知れないが、記録には現れて居ない。然るに宋代の文獻に見える戸口の數はいづれも主客の統計である。便宜上主客の合計のみを擧げたものが多いけれども、兩者を區別して擧げたものも少くない。要するに主客別に依る詳細なる戸口統計は、殆ど宋代に於いてのみ見られるものである。主戸客戸とは如何なる意味であらうか。

唐代の土戸が土著の戸の意であることは疑を納れぬ。客戸は他の州縣から來り移つて一戸を爲したものと見なければならぬ。土戸客戸の本來の意味は此の如くであつたに相違無いが、しかし唐代に於いても唯其れだけの意味ではなかつたやうである。唐會要卷八肅宗、寶應二年九月の勅に、

客戸若住經一年已上。自貼買得田地有農桑者。無問于莊蔭家住及自造屋舍。勒一切編附爲百姓。差科比居人例。量減一半。庶填逃散者。

とある。貼は典質の意である。莊蔭家住とは莊園の内に在つて莊主の貸家に居住するものをいふのであらう。編附して百姓と爲すとはいはゆる土戸と爲すの意で、居人も土戸を指すのであらう。此の時は兩税法施行以前であるが、客戸が或土地に一個年以上定住し、而して莊主の貸家に住むと自ら家屋を造り住むとを問はず、凡そ田地を質に取り又は之を買入れたものは、客戸の扱を罷めて土戸と爲したものと解せられる。又、五代會要卷二晉天福八年三月十八日の勅に、

上略其浮寄人戸有桑土者。仍收爲正戸。云云。

とある。正戸は土戸を指すものと見てよからう。浮寄人戸が客戸と同じ意味であることはいふまでもない。右二個條に依れば、唐から五代へ互つて、客戸にして土地を所有するに至つたものは之を土戸に編入することゝ爲つて居たやうである。更に、宋會要食貨二景德四年九月の詔には、

諸路所升降戸口。自今招到及剋居戸。委的開落得帳上荒稅。合該升降。卽撥入主戸供申內。分烟析

生。不増税賦。及新收不納稅浮居客戶。並不得虛計在內。方得結罪保明。申奏升降。

とある。私は此の文の意味を十分明にし得ないが、顧ふに招徠せられた客戶の内、荒地を開墾し、賦税を納めるものゝみを主戸に編入すべく、税を納めざる客戶を主戸に計へるを許さぬといふことであらう。同、大中祥符四年正月の詔には、

諸州縣。自今招來戶口、及創居入中開墾荒田者。許依格式申入戶口籍。無得以客戶增數。云云。

とある。是れ亦た家屋を營み荒田を開墾し得たものは主戸として戶口籍に載せよ、土地家屋無き客戶を主戸に編入してはならぬといふことであらう。同食貨一  
二身丁乾道九年十月、總領淮東軍馬錢糧蔡洸の言にも、

鎮江共管三邑。而輸丁各異。有所謂稅戶。有所謂客戶。稅戶者有常產之人也。客戶則無產而僑寓者也。云云。

と云つて居る。稅戶は土地を持ち二税を納めるところの戶で、即ち主戸に外ならぬ。常產有りと云ひ產無しと云ふの產は主として土地家屋を指すのであらう。尙ほ宋文鑑卷一  
〇六呂大鈞の民議には、

爲國之計。莫急於保民。保民之要。在存恤主戶。又招誘客戶。使之置田以爲主戶。主戶苟衆。而邦本自固。今訪問主戶之田少者。往往盡賣其田以依有力之家。既利其田。又輕其力而僕之。若此則主戶益耗。客戶日益多。云云。

と云ひ、客戶をして田を置買して主戸とならしむべきことを唱へて居る。洪邁の夷堅丁志卷二姚師文の

條には、

略<sup>上</sup>家之田園。先以歲饑速售。產去而稅存。妻弱子幼。莫知買者。主名閱十餘年。負官物至多。云云。とある。主名は主戸の名で、田産を賣り盡せば、同時に主戸の名を失ふこと、爲つて居たのである。而して主戸の名を失ふことは客戸の列に入ることに外ならなかつたであらう。要するに、唐代から既に左様な傾向が見えるのであるが、宋代に於いては明に不動産の有無に依つて主戸客戸を區別したので、主戸の大部分は土著の民であつたらうけれども、而も土著の民と雖も産を失へば客戸に編入せられ、又客戸は主として外來の民ではあつたらうが、田宅を得れば主戸の列に加へられたのである。

主戸客戸の語は屢地主（小作人を使用するものを指す）小作人の意味にも用ひられる。此れは主戸の有力なものが地主であり、客戸の大部分が小作人であつた爲めであらう。但し主戸が總べて地主であつたのでなく、客戸が悉く小作人であつたのではないことは云ふまでもない。自作農及び土地家屋を持てる商賈は主戸に編入せられたであらう。故郷に田宅無く、而して異郷に寄寓して生を營むところの商人は客戸に算へられたであらう。歐陽文忠集<sup>卷一</sup>六一乞免浮客及下等人戶差料筭子に、

其尙嵐保德軍嵐忻等州。亦有浮客充等第者。緣彼處浮客。當屯兵之地。經營物力。過於主戸。尙堪差配。云云。

と云ひ、河東路尙嵐保德軍等の浮客にして等第に充てられ經營物力主戸に過ぐるもの、あつたことを述

べて居るが、此れは寄寓の商人が客戸に編入された一例とすべきものであらう。至順鎮江志<sup>三</sup>卷戸口の部には、土著・僑寓・客・僧・道の五種に分類して其の數を擧げ、而して宋の主戸に當る土著の戸を更に民・儒・醫・馬站・水站・遞軍站・急遞鋪・弓手・財賦・海道梢水・匠・軍・樂人・龍華會善友の十四に分け、客をも略同様に分けてゐる。此れは元の文宗時代の規制で、宋制とは餘程相違するが、宋の主戸客戸の内容を想見する一資料には爲るであらう。要するに、主戸客戸の中には色々のものが含まれたのであるが、主戸の大多數は自作農であり、——主戸の所有地の大部分は地主の所有地であつたらうけれども、——客戸の大多數は小作人であつたに相違あるまい。

二

文獻通考<sup>一</sup>卷一戸口考二に依れば、眞宗天禧五年に於ける主客戸の總數は八、六七七、六七七である。然るに玉海<sup>〇</sup>卷二及び宋史地理志に依れば、此の年の主戸の數は六、〇三九、三三一である。されば二つの數の差であるところの二、六三八、三四六は客戸であつて、客戸の總數に對するの比は〇、三〇四と爲る。又玉海<sup>〇</sup>卷二に見える仁宗寶元元年の統計に依れば、主客戸の數・總計・比率等は次の如くである。

主	戸	客	戸	主客戸合計	客戸の主客戸合計に對する比率
六、四七〇、九九五		三、七〇八、九九四		一〇、一七九、九八九	〇、三六四

文獻通考戶口考二には、元豐三年、檢正中書戶房公事畢仲衍が呈進したところの中書備對に載つて居る天下全體の主戸客戸の數並に東京開封府及び京東以下十八路の主戸客戸の數を詳細に開列して居る。其れを表として示せば次の如くである。

中書備對主客戸表

路	主 戸	客 戸	主客戸合計	合計多 き順位	客戸の合計に 對する比率	比率小 き順位
天下總路	一〇、一〇九、五四二	四、七四三、一四四	一四、八五二、六八六		〇、三一九	
東京開封府	一七一、三二四			2	〇、四〇三	12
京東路	八一七、九八三	五五二、八一七	一、三七〇、八〇〇	2	〇、四〇三	12
京西路	三八三、二二六	二六八、五一六	六五一、七四二	11	〇、四一一	15
河北路	七六五、一三〇	二一九、〇六五	九八四、一九五	7	〇、二二二	4
陝府西路	六九七、九六七	二六四、三五一	九六二、三一八	8	〇、二七四	6
河東路	三八三、一四八	六七、七二一	四五〇、八六九	14	〇、一五〇	1
淮南路	七二三、七八四	三五五、二七〇	一、〇七九、〇五四	4	〇、三二九	8
兩浙路	一、四四六、四〇六	三八三、六九〇	一、八三〇、〇九六	1	〇、二〇九	3
江南東路	九〇二、二六一	一七一、四九九	一、〇七三、七六〇	5	〇、一五九	2
江南西路	八七一、七二〇	四九三、八一三	一、三六五、五三三	3	〇、三六一	10
荆湖南路	四五六、四三一	三五四、六二六	八一、〇五七	9	〇、四三七	16

荆湖北路	三五〇、五九三	二三八、七〇九	五八九、三〇二	12	〇、四〇五	14
福建路	六四五、二六七	三四六、八二〇	九九二、〇八七	6	〇、三四九	9
成都府路	五七四、六三〇	一九六、九〇三	七七一、五三三	10	〇、二五五	5
梓州路	二六一、五八五	一二二、一五六	三〇一、九九一	15	〇、四〇四	13
利州路	一七九、八三五					
夔州路	六八、三七五					
廣南東路	三四七、四五九	二一八、〇七五	五六五、五三四	13	〇、三八五	11
廣南西路	一六三、四一八	七八、六九一	二四二、一〇九	16	〇、三二五	7

右の内天下總四京十八路の主戸客戸の數、主客戸合計、東京及び各路の主戸客戸の數は中書備對に記載するとこ  
 ろで、各路の主客戸合計、客戸の合計に對する比率は筆者の計算に係る。(天下總四京十八路の客戸の合計及び主  
 客戸合計は各府路の其れの總計と一致しないが、姑く其の儘にした。) 順位も勿論筆者の附加へたもの。尙ほ四  
 京の内東京の戸數のみ掲げられて居るが、他の三京即ち西京、南京、北京はそれ〴〵屬するところの路(京西・京  
 東・河北)に算入されて居るものと思はれる。其れは、東京・京東路以下の主戸の合計と、いはゆる天下總四京十  
 八路の主戸の數とが一致するからである。東京及び梓州夔州二路には客戸の數が擧げられて居ないが、此れは備  
 對若しくは通考の編者の書漏らしで、客戸の存しない爲めでなかつたことは、下に引く元豐九域志の記載に依つ  
 ても明である。

文獻通考戸口考二には、元豐三年中書備對を進めたことを述べたゞけで、其れが何年の統計であるか



を斷はつて居ない。同書卷四、田賦考四にも、中書備對の兩税の數を擧げて居るが、其の條では、

二税。熙寧十年見催額五千二百一萬一千二十九貫石匹斤兩領團條角竿。

とあつて、其れが熙寧十年の統計であることが示されて居る。顧ふに畢仲衍は最新の統計を用ひたのであらうが、元豐三年に利用し得べき最新のそれは、恐らく元豐元年か熙寧十年ごろのもので、田賦考に引かれた中書備對の文に熙寧十年とあるのを觀れば、其の戸口統計もやはり同年のものとして見て妨げあるまい。宋會要一食貨版籍の部に依れば、熙寧十年の天下の主客戸が一四、二四五、二七〇、元豐元年のそれが一六、四〇二、六三一であつて、右中書備對の天下主客戸總計一四、八五二、六八六はいつれとも一致しないが、熙寧十年の數字に近い。同じ年の戸數統計が正しく符合しないのは異しむべきことのやうであるが、各種數字の扱方如何に依つて多少の相違を生じ得るわけで、此の不一致の爲めに、中書備對の統計が熙寧十年のものであることを否定するには及ぶまい。

元豐九城志には、府州毎に主戸客戸の數を擧げて居るが、其れを合計して、中書備對に倣つて、一府十八路の統計を作れば次の如くである。

元豐九城志一府十八路主客戶表

路名	主	客	主客戶合計	合計多 き順位	客戶の合計に 對する比率	比率小 き順位
東京開封府	一八三、七七〇	五一、八二九	二三五、五九九	2	〇、二一九	9
京東路	八五五、六三〇	五〇四、五三五	一、三五九、六六五	9	〇、三七一	15
京西路	四八〇、〇七五	四三六、八六五	九一六、九四〇	6	〇、四七六	5
河北路	八九一、六七五	三四一、〇一六	一、二三二、六九一	3	〇、二七六	7
陝府西路	九七一、五六五	三八四、六一九	一、三五六、一八四	14	〇、二八三	2
河東路	四六三、三七一	一一〇、七五六	五七四、一二七	4	〇、一九二	10
淮南路	八二九、六三七	五〇七、五一八	一、三三七、一五五	7	〇、三七九	3
兩浙路	一、三六八、五七八	三六〇、二五九	一、七二八、八三七	1	〇、二〇八	8
江南東路	九二六、二二五	二〇一、〇八六	一、一二七、三一	5	〇、一七八	1
江南西路	八三五、二六八	四五一、八七〇	一、二八七、一三八	7	〇、三五一	3
荆湖南路	四七五、六七七	三九五、五三九	八七一、二一六	10	〇、四五四	14
荆湖北路	二八〇、〇〇〇	三七七、四七二	六五七、四七二	12	〇、五七四	17
福建路	五八〇、一二六	四六四、〇九九	一、〇四四、二二五	8	〇、四四四	13
成都府路	六二〇、五二三	二四三、八八〇	八六四、四〇三	11	〇、二八二	6
梓州路	二四八、四八一	二二九、六七一	四七八、一五二	15	〇、四八〇	16
利州路	一八九、一三三	一四七、一一五	三三六、二四八	16	〇、四三七	12
夔州路	七五、四三二	一七八、八九二	二五四、三二四	18	〇、七〇三	18
廣南東路	三五五、九八一	二二三、二六七	五七九、二四八	13	〇、三八五	11
廣南西路	一九五、一四六	六三、二三二	二五八、三七八	17	〇、三四四	4
總計	一〇、八二五、七九三	五、六七三、五二〇	一六、四九九、三一三		〇、三四三	

宋代の主客戶統計(加藤)

此れに依れば、天下全體の戸數總計は一六、五八九、三一二で、宋會要に見える元豐元年の其れに近い。九城志は、元豐三年閏九月に出來上つたものであるから、恐らく元豐元年の統計を用ひたのであらう。右の表に見える各路主客戸の數・比率等は、前に掲げた中書備對の其れと出入はあるが、要するに大同小異で、二者相助けて當時主客戸存在の情形を示すものと謂つてよい。

さて主戸客戸の性質は前に述べた如くであるから、右二種の表に依つて、一府十八路に於ける土地を有するもの持たぬもの、數目比率を知り、自作農小作人の多少をも推測することが出来る。一府十八路いづれも客戸の無いものはなく、元豐九城志に依れば、最も少きは總戸數の〇、一七八〔江南東路で〕、最も多いのは、〇、七〇三〔夔州路〕である。客戸比率の小さいのは、小作人が少く、自作農が多いことを示し、客戸比率の大きいのは、小作人が多く、大地主の存在することを示すと見て大體誤りあるまい。故に、河東路・江南東路・兩浙路・河北路等は自作農が比較的多く、大地主も小作人も少く、夔州路・荆湖北路・梓州路・京西路・荆湖南路等は自作農が少く、大地主及び小作人が多かつたのであらう。〔精密に云へば夔州路等の場合に必しも大地主が多かつたとは定めがたいが、大地主の所有する土地が頗廣大であつたことは疑を納れない。〕而して客戸比率の小さいのは必しも一般住民の生活の安易安定を意味しない。河東路は客戸比率の小さいことに於いて、中書備對では第一位、九城志では第二位であるが、しかし主客戸合計即ち總戸數も亦頗少く、二書に於いて俱に十四位である。蓋し河東は大體今の山西で、

多く地瘠せ、人口多からず、一般に富まず、従つて大地主も無く、土著の民の貧しきものは他に出で、生活の途を求め、同時に外部より入り來つて小作人と爲るものも乏しかつたので、かく客戶總戶數俱に少きに至つたのであらう。之に反して、兩浙路は客戶比率の小さいことに於いて、二書に於いて俱に第三位であり、總戶數の多いことに於いては、二書に於いて俱に第一位である。江南東路は、客戶比率の小さい點に於いて、中書備對では第二位、九域志では第一位であり、總戶數は、中書備對で第五位、九域志では第七位である〔七位とは云へ、百十二萬餘戶で四位五位と大なる懸隔は無い〕。此の地方は地味肥沃で多く稔稻を産し、又茶・絹織物・陶器・漆器等をも出だし、商業も盛で、居民の生活が比較的安易であつたので、自ら人口も増殖し、且つ客戶が少く主戶が多かつたのであらう。されば、客戶少く同時に總戶數多きものにして、始めて一般住民の生活の安定を認むべきであらう。

前に掲げた如く、眞宗天禧五年に於ける天下全體の客戶比率は〇、三〇四で、仁宗寶元元年の其れは〇、三六四である。而して中書備對に依つて算出した客戶比率は〇、三一九で、元豐九域志の其れは〇、三七七である。眞宗以後、總戶數は年と共に増加したのであるが、客戶比率には大いなる變動は無かつたとしてよからう。

### 三

前章に述べた如く、元豐九域志には各府州毎に主戸客戸の數を擧げて居るが、其れと、主客戸合計、客戸と合計との比率を次に掲げる。府路の順序は原書の儘であるが、州は閱覽の便宜の爲め、客戸比率の小さい順位に依つて排列することとした。

元豐九域志各州主客戸表

路 東 東 京		主 戸	客 戸	主 客 戸 合 計	合計多 き順位	客戸の合計に 對する比率	比率小 き順位
密 淄 沂 萊 登 青 濰	大名府	一〇二、三二一	三九、五四八	一四一、八六九		〇、二七八	
	應天府	六五、四九〇	二五、八四四	九一、三三四		〇、二八二	
	河南府	七八、五五〇	三七、一二五	一一五、六七五		〇、三二〇	
	開封府	一八三、七七〇	五一、八二九	三三五、六九九		〇、一九九	
	濰州	三六、八〇六	一三、一二五	四九、九三一	8	〇、二六二	1
	青州	六七、二一六	二五、八四六	九三、〇六二	3	〇、二七七	2
	登州	四九、五六〇	二八、六七〇	七八、二三〇	5	〇、三六七	3
	萊州	七五、二八一	四七、七〇〇	一二二、九八一	2	〇、三八七	4
	沂州	三五、一二〇	二四、九六九	六〇、〇八九	6	〇、四一五	5
	淄州	三二、五一九	二四、〇〇八	五六、五二七	7	〇、四二四	6
	密州	六七、二一六	七六、五〇五	一五〇、一四七	1	〇、五〇九	7

宋代の主客戸統計（加藤）

路 南 西 京								路 西 東 京									
鄆	隨	金	襄	鄧	唐	房	均	合	鄆	兗	曹	濟	濮	單	徐	合	淮陽軍
州	州	州	州	州	州	州	州	計	州	州	州	州	州	州	州	計	
六、六四〇	一二、一三五	一三、一三二	四〇、七七二	一七、三七〇	二一、七五八	一四、一一八	二一、九四六	三八五、五四八	六七、二六〇	五六、一七八	四二、三五八	四一、〇四五	四五、三六七	四八、四七〇	八四、八七〇	四〇四、〇九二	三三、九四八
二四、九三五	二五、九七七	二三、〇四九	五二、二五五	一七、一〇五	一一、二四三	七、一一三	五、〇三二	一八六、三二七	六六、七七六	三九、五二四	二〇、二五二	一四、四五三	一四、四六九	一一、八〇七	一九、〇四六	二九二、三六四	五一、五四一
三一、五七五	三八、一一二	三六、一八一	九三、〇二七	三四、四七五	三三、〇〇一	二一、二三一	二六、九七八	五七一、八七五	一三四、〇三六	九五、七〇二	六二、六一〇	五五、四九八	五九、八三六	六〇、二七七	一〇三、九一六	六九六、四五六	八五、四八九
6	2	3	1	4	5	8	7		1	3	4	7	6	5	2		4
〇、七八九	〇、六八一	〇、六三七	〇、五六一	〇、四九五	〇、三四〇	〇、三三五	〇、一八六	〇、三二五	〇、四九八	〇、四一二	〇、三二三	〇、二六〇	〇、二四一	〇、一九五	〇、一八三	〇、四一九	〇、六〇二
8	7	6	5	4	3	2	1		7	6	5	4	3	2	1		8

（完二）

北 河							路 北 西 京										
乾	冀	滄	霸	瀛	莫	雄	合	信	蔡	汝	鄭	穎	穎	陳	孟	滑	合
寧	州	州	州	州	州	州	計	陽	州	州	州	州	昌	州	州	州	計
軍								軍				府					
五、二六三	四二、〇〇〇	五二、三七六	一四、一〇二	三一、六〇〇	一三、〇〇〇	八、七〇七	二五三、六五四	五、六六六	六二、一五六	二四、一三九	一四、七四四	四五、六二四	三一、六七五	二五、九四九	二二、七四二	二〇、九五九	一四七、八七一
一、一九三	九、一三六	四、五三五	九五七	一、七二六	四三六	二六二	二三三、〇三一	一二、七三二	七五、九三〇	二八、二三六	一六、二三二	四五、七八四	二五、七七七	一八、五八四	七、三三三	二、四二二	一六六、七〇九
六、四五六	五一、一三六	五六、九一一	一五、〇五九	三三、三二六	一三、四三六	八、九六九	四八六、六八五	一八、三九八	一三八、〇八六	五二、二七五	三〇、九七六	九一、四〇八	五七、四五二	四四、五三三	三〇、〇七五	二三、三八二	三一四、五八〇
14	5	2	11	10	12	13		9	1	4	6	2	3	5	7	8	
〇、一八四	〇、一七八	〇、〇七九	〇、〇六三	〇、〇五一	〇、〇三二	〇、〇二九	〇、四七	〇、六九二	〇、五四九	〇、五三九	〇、五二三	〇、五〇〇	〇、四四八	〇、四一七	〇、二四三	〇、一〇三	〇、五二九
7	6	5	4	3	2	1		9	8	7	6	5	4	3	2	1	

北 河								路 東									
定 州	安 肅 軍	眞 定 府	趙 州	保 州	深 州	廣 信 軍	祁 州	合 計	濱 州	信 安 軍	德 州	恩 州	永 靜 軍	澶 州	博 州	保 定 軍	棣 州
四四、五三〇	五、〇九七	六九、七五三	三五、四八一	二一、四五三	三三、五一八	三、一七三	二一、二六八	三七一、四九六	一四、六一二	三一八	一八、八一	三二、五三五	二〇、二七三	三六、六三七	四九、八五四	八二八	三〇、五八〇
一四、七三〇	一、〇〇四	一二、八五四	六、二五六	三、四五三	五、二五〇	一八〇	二二四	一五四、五三一	三一、七二一	三九一	一八、〇二七	二二、〇四九	一三、一一二	一九、三五二	二二、〇三八	二二三	八、三六三
五九、二六〇	六、一〇一	八二、六〇七	四一、七三七	二四、九〇六	三八、七六八	三、三五三	二一、四九二	五二六、〇二七	四六、三三三	七〇九	三六、八三八	五四、五八四	三三、三八五	五五、九八九	七二、八九二	一、〇六一	三八、九四三
3	15	1	6	11	7	16	13	6	16	8	4	9	3	1	15	7	
〇、二四八	〇、一六四	〇、一五五	〇、一四九	〇、一三八	〇、一三五	〇、〇五三	〇、〇一〇	〇、二九三	〇、六八四	〇、五五一	〇、四八九	〇、四〇三	〇、三九二	〇、三四五	〇、三一六	〇、二一九	〇、二一四
8	7	6	5	4	3	2	1	16	15	14	13	12	11	10	9	8	

宋代の主客戸統計（加藤）

（三九三）



陝 西 永									西 路									
延	河	邠	寧	保	同	解	華	丹	耀	衛	洛	磁	邢	順	永	雄	相	合
州	中	州	州	軍	州	州	州	州	州	州	州	州	州	軍	軍	州	州	計
三四、九一八	四九、三五一	五三、六五二	三三、二六〇	九一九	六九、〇四四	二五、〇〇四	六八、三四四	七、九八八	一九、八〇二	三三、八四三	二五、一〇七	二〇、〇二四	三八、九三六	六、一〇六	一三、五八二	一九、二三四	二六、七五三	四一七、八五八
一、八四九	五、五一六	六、一八五	四、一〇六	一二二	一〇、五五六	三、九三一	一一、八三六	一、八四七	六、一〇八	一三、八七三	一〇、六五二	九、一〇一	二一、六九七	三、八三一	九、〇五七	一三、六八二	二一、〇九三	一四六、九三七
三六、七六七	五四、八六七	五九、八三七	三七、三六六	一、〇四一	七九、六〇〇	二八、九三五	八〇、一八〇	九、八三五	二五、九一〇	四七、七一一	三五、七五九	二九、一二五	六〇、六三三	九、九三七	二二、六三九	三二、九一六	四七、八四六	五六四、七九五
9	6	5	8	18	4	10	3	16	12	5	8	10	2	14	12	9	4	
〇、〇五〇	〇、一〇〇	〇、一〇三	〇、一〇九	〇、一一七	〇、一三二	〇、一三五	〇、一四七	〇、一八七	〇、二三五	〇、二九七	〇、二九七	〇、三一二	〇、三五七	〇、三八五	〇、四〇〇	〇、四一八	〇、四四〇	〇、二六〇
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	9	10	11	12	13	14	15	16	

秦 西 陝								路 軍 興									
隴州	秦州	蘭州	涇州	渭州	鳳翔府	原州	岷州	成州	合計	商州	虢州	坊州	環州	慶州	京兆府	鄜州	陝州
一五、七〇二	四三、二三六	四一九	一八、二一〇	二六、六四〇	一二七、〇一八	一六、八四〇	二九、九六〇	一二、〇〇〇	六二六、四〇一	一八、〇八六	一〇、六〇六	八、二三六	四、一九九	一二、六三八	一五八、〇七二	一九、四四二	三二、八四〇
九、〇七二	二三、八〇八	二二四	七、七七二	一〇、九九六	四四、五一一	五、五六〇	七、七六一	二、六五九	二一九、九九三	六二、三三六	六、九六五	五、四〇三	二、三八四	六、三八三	六五、二四〇	七、六七四	一一、五五二
二四、七七四	六七、〇四四	六四三	二五、九八二	三七、六三六	一七一、五二九	二二、四〇〇	三七、七二一	一四、六五九	八四六、三九四	八〇、四二二	一七、五七一	一三、六三九	六、五八三	一九、〇二一	二二三、三一二	二七、一一六	四四、三九二
8	2	15	7	6	1	9	5	11		2	14	15	17	13	1	11	7
〇、三六六	〇、三五五	〇、三四八	〇、二九九	〇、二九二	〇、二五九	〇、二二七	〇、二〇五	〇、一八一	〇、二五九	〇、七七五	〇、三九六	〇、三九六	〇、三六二	〇、三三五	〇、二九二	〇、二八三	〇、二六〇
9	8	7	6	5	4	3	2	1		18	17	16	15	14	13	12	11

宋代の主客戸統計（加藤）

東 河										路 鳳									
遼	憲	汾	石	嵐	絳	府	晉	麟	平	隰	合	熙	鎮	通	順	河	鳳	階	
州	州	州	州	州	州	州	州	州	定	州	計	州	軍	軍	軍	州	州	州	
五、五七八	二、七四一	四一、六五五	一二、六二四	一〇、一四六	五五、五二五	一、二六二	七七、四八六	三、七九〇	七、一七六	三七、七八六	三四五、一六四	一九九	一、四三四	一、三九二	七、五八九	二九五	二〇、二九四	二三、九三六	
一、七二五	八一	一一、四八二	二、一七九	一、三一三	六、五三五	七八	四、五九八	一九六	二五七	一、一二一	一六四、六二六	一、一五七	二、六九六	三、三三七	九、一五二	二九六	一七、九〇〇	一七、七二五	
七、三〇三	三、五五二	五三、一三七	一四、八〇三	一一、四五九	六一、〇六〇	一、三四〇	八二、〇八四	三、九八六	七、四三三	三八、九〇七	五〇九、七九〇	一、三五六	四、一三〇	五、七二九	一六、七四一	五九一	三八、一九四	四一、六六一	
14	16	4	11	12	3	19	2	15	13	7		14	13	12	10	16	4	3	
〇、二三六	〇、二二八	〇、二一六	〇、一四七	〇、一一四	〇、一〇七	〇、〇五八	〇、〇五六	〇、〇四九	〇、〇三四	〇、〇二八	〇、三二二	〇、八五三	〇、六五二	〇、五八二	〇、五四六	〇、五〇一	〇、四六八	〇、四二五	
11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1		16	15	14	13	12	11	10	

宋代の主客戸統計(加藤)

淮南						路											
通	泰	泗	楚	滁	毫	合	豐	崑	寧	代	威	火	忻	保	太	潞	澤
州	州	州	州	州	州	計	州	軍	軍	州	軍	軍	州	軍	府	州	州
二八、六九二	三七、三三九	三六、七二五	五九、七二七	二九、九二二	八六、八一	四六三、三七一	二二	八一四	四七六	一八、七七九	一六、一九〇	一、三〇四	一二、四七一	六一一	七八、五六六	三九、三七八	三八、九九一
三、二四七	七、一〇二	一一、二四〇	二〇、〇一八	一〇、三六三	三四、〇六八	一一〇、七五六	一〇三	一、六九二	六四〇	一一、一二五	七、九一六	五七一	四、七五〇	二一七	二七、五七二	一三、一六七	一二、七〇八
三一、九三九	四四、四四一	五三、九六五	七九、七四五	四〇、二八五	一二〇、八七九	五七四、一二七	一二五	二、五〇六	一、一一六	二九、九〇四	二四、一〇六	一、八七五	一七、二二一	八二八	一〇六、一三八	五二、五四五	五二、六九九
10	7	4	3	8	1		22	17	20	8	9	18	10	21	1	6	5
〇、一〇一	〇、一五九	〇、二二六	〇、二五一	〇、二五七	〇、二八一	〇、一九二	〇、八二四	〇、六七五	〇、五七三	〇、三七二	〇、三二八	〇、三〇四	〇、二七五	〇、二六一	〇、二五九	〇、二五〇	〇、二四一
1	2	3	4	5	6		22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12

(三九七)

			路 西 南 淮									路 東					
湖 州	婺 州	越 州	合 計	光 州	壽 州	黃 州	舒 州	麟 州	廬 州	和 州	濠 州	無 爲 軍	合 計	真 州	揚 州	宿 州	海 州
一三四、六一二	一二九、七〇五	一五二、五八五	四一九、七五三	二五、二九六	五〇、〇六三	三二、九三三	七九、〇五〇	七四、〇一七	六〇、一三六	二六、一六三	三一、八三七	四〇、二五八	四〇九、八八四	一六、七九〇	二九、〇七七	五七、八一八	二六、九八三
一〇、五〇九	八、三四六	三三七	三〇九、八三六	四〇、六六二	七二、七〇五	四〇、〇九五	四七、四三四	三八、三五六	三〇、三五二	一三、一二六	一五、四七七	一一、六二九	一九七、六八二	一七、〇六九	二四、八五五	四八、〇六〇	二〇、六六〇
一四五、一二一	一三七、〇五一	一五二、九二二	七二九、五八九	六五、九五八	一二二、七六八	七三、〇二八	一二六、四八四	一一二、三七三	九〇、四八八	三九、二八九	四七、三一四	五一、八八七	六〇七、五六六	三三、八五八	五三、九三二	一〇五、八七八	四七、六四三
6	8	2	6	2	5	1	3	4	9	8	7	9	9	5	2	6	6
〇、〇七二	〇、〇六〇	〇、〇〇二	〇、四二四	〇、六一六	〇、五九二	〇、五四九	〇、三七五	〇、三四一	〇、三三五	〇、三三四	〇、三二七	〇、二二四	〇、三二五	〇、五〇三	〇、四六〇	〇、四五三	〇、四三三
3	2	1	9	8	7	6	5	4	3	2	1	10	10	9	8	7	7

宋代の主客戸統計（加藤）

南 江						路 浙 兩											
饒	太	信	宣	歙	廣	合	秀	處	明	潤	溫	常	杭	衢	台	陸	蘇
州	平	州	州	州	德	計	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州
一五三、六〇五	四一、七二〇	一〇九、四一〇	一二〇、九五九	一〇三、七一六	四〇、一四六	一、三六八、五七八	一三九、一三七	二〇、三〇六	五七、八七四	三三、三一八	八〇、四八九	九〇、八五二	一一四、二九二	六九、二四五	一二〇、四八一	六六、九一五	一五八、七六七
三四、五九〇	九、二七七	二四、二〇七	二一、八五三	二、八六八	二五三	三六〇、二五九	六八、九九五	五七、三三四	二一、四八〇	四一、四二七	四五、五〇八	三八、五〇一	一七、五五二	二五、二三二	九、八三六	一五、二〇二	
一八八、一九五	五〇、九九七	一三二、六一七	一四二、八一二	一〇六、五八四	四〇、二九九	一、七二八、八三七	一三九、一三七	八九、三〇一	一一五、二〇八	五四、七九八	一一一、九一六	一四六、四六〇	一五二、七九三	八六、七九七	一四五、七一三	七六、七五一	一七三、九六九
1	9	4	3	6	10		7	11	10	14	9	4	3	12	5	13	1
〇、一八三	〇、一八一	〇、一七四	〇、一五三	〇、〇二六	〇、〇〇六	〇、二〇八	〇、七七二	〇、四九七	〇、三九一	〇、三三九	〇、三一〇	〇、二五一	〇、二〇二	〇、一七三	〇、一二八	〇、〇八七	
6	5	4	3	2	1		13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	

荆	路 西 南 江										路 東						
	全	桂	合	筠	吉	撫	袁	洪	興	臨	建	虔	南	合	江	南	江
陽	州	計	州	州	州	州	州	軍	軍	昌	州	安	計	寧	康	州	州
監	州	計	州	州	州	州	州	軍	軍	昌	州	安	計	寧	康	州	州
三〇、八六六	二九、六四八	八三五、二六八	三六、一三四	一三〇、七六七	九三、九一五	七九、二〇七	一八〇、七六二	四〇、九七〇	六八、二八六	八九、五八二	八一、六二一	三四、〇二四	九二六、二二五	一一八、五九七	五五、五二七	七五、八八八	一〇六、六五七
九、九八二	四、七三七	四五、一八七〇	四三、四五七	一四二、六三〇	六一、九二一	五〇、四七七	七五、四七四	一二、八九〇	二一、一一一	二五、六二六	一六、五〇九	一、七七五	二〇一、〇八六	四九、八六五	一四、九六九	一九、四九六	二四、七〇八
四〇、八四八	三三、三八五	一、二八七、一三八	七九、五九一	二七三、三九七	一五五、八三六	一二九、六八四	二五六、二三四	五三、八六〇	八九、三九七	一一五、二〇八	九八、一三〇	三五、七九九	一、一二七、三一	一六八、四六二	七〇、四九六	九五、三八四	一三一、三六五
5	8	8	1	3	4	2	9	7	5	6	10	2	2	8	7	5	5
〇、二四二	〇、一四一	〇、三五一	〇、五四六	〇、五二一	〇、三九七	〇、三八九	〇、二九四	〇、二三九	〇、二三六	〇、二二二	〇、一六八	〇、〇四九	〇、一七八	〇、二九八	〇、二一二	〇、二〇四	〇、一八八
2	1	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	10	10	9	8	7	7

荆 湖 北 路										湖 南 路							
誠	鼎	歸	沅	辰	岳	鄂	安	澧	江	峽	永	邵	道	郴	潭	衡	合
州	州	州	州	州	州	州	州	州	府	州	州	州	州	州	州	州	計
九、七三四	三三、〇六四	六、八七七	七、〇五一	五、六六九	五〇、六〇五	五三、一五〇	二五、五二四	一九、四〇三	五六、三一四	一二、六〇九	五八、六二五	六一、八四一	二三、〇三八	二一、九一二	一七五、六六〇	七四、〇八七	四七五、六七七
七四一	八、〇九六	二、七〇六	三、五一四	三、二四四	四六、〇七九	七二、一〇七	三五、二二〇	三九、二七〇	一三三、六〇八	二二、八八七	二八、五七六	三五、三九三	一三、六四八	一五、〇七六	一八二、一六四	一〇五、九六三	三九五、五三九
一〇、四七五	四一、一六〇	八、五八三	一〇、五六五	八、九一三	九六、六八四	一二五、二五七	六〇、七四四	五八、六七三	一八九、九二二	四五、四九六	八七、一〇一	九七、二三四	三六、六八六	三六、九八八	三五七、八二四	一八〇、〇五〇	八七一、二一六
9	7	11	8	10	3	2	4	5	1	6	4	3	7	6	1	2	
〇、〇七〇	〇、一九六	〇、三一五	〇、三三二	〇、三六三	〇、四七六	〇、五七五	〇、五七九	〇、六六九	〇、七〇三	〇、七二二	〇、三二八	〇、三六三	〇、三七二	〇、四〇七	〇、五〇九	〇、五八八	〇、四五四
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	3	4	5	6	7	8	

宋代の主客戸統計(加藤)

(四〇)

一三



		成都府路												合計				
懷安軍	戎州	合計	嘉州	茂州	雅州	眉州	黎州	陵井監	成都府	威州	漢州	邛州	彭州	蜀州	簡州	綿州	合計	史學
二四、一四一	一二、八三三	六二〇、五二三	一七、七二〇	三一八	一三、四六一	四八、一七九	一、七九七	三一、九〇九	一一九、三八八	一、二八六	六一、六九七	六三、〇四九	五七、四一八	六五、五九九	三二、六三八	一〇六、〇六四	二八〇、〇〇〇	
三、一八四	四、一八六	二四三、八八〇	五二、八二六	二三九	九、五二六	二七、九五〇	九一五	一五、四一九	四九、七一〇	三八三	一六、八四三	一七、〇八一	一四、九九九	一三、三二八	七、五七六	一七、〇八五	三七七、四七二	
三七、三二五	一七、〇一九	八六四、四〇三	七〇、五四六	五五七	二二、九八七	七六、一二九	二、六一二	四七、三二八	一六八、〇九八	一、六六九	七八、五四〇	八〇、一三〇	七二、四一七	七八、九二七	四〇、二一四	一二三、一四九	六五七、四七二	
9	12		8	14	11	6	12	9	1	13	5	3	7	4	10	2		
〇、一六	〇、二四五	〇、二八二	〇、七四八	〇、四二七	〇、四一四	〇、三六七	〇、三五〇	〇、三二五	〇、二九五	〇、二二九	〇、二一四	〇、二一三	〇、二〇六	〇、一六八	〇、一六三	〇、一三八	〇、五七四	
1	2		14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1		

宋代の主客戸統計(加藤)

利州							梓州路												
文州	興元府	劍州	閬州	洋州	三泉縣	蓬州	果州	梓州	遂州	渠州	合州	資州	廣安軍	普州	榮州	富順軍	昌州	瀘州	合計
一一、五三五	四八、五六七	二〇、六五九	三六、五三六	三二、一五九	三、三三七	一五、二一二	三八、三三三	五八、七〇七	三一、六五一	一〇、九一〇	一八、〇一三	一七、八七九	一〇、五二一	九、一二二	四、九一一	二、九九一	五、八二二	二、六四七	二四八、四八一
五七三	九、一六一	七、五八六	一七、七〇一	二七、一三八	二、九七七	二〇、五九六	一四、〇八五	二二、四六四	一九、五三六	九、八九四	一八、六〇二	二一、五八六	一四、七五一	二〇、三七八	一一、七五四	八、一九三	二八、六四一	三二、四一七	二二九、六七一
一二、一〇八	五七、七二八	二八、二四五	四四、二三七	五九、二九七	六、三四一	三五、八〇八	五二、四一八	八一、一七一	五一、一八七	二〇、八〇四	三六、六一五	三九、四六五	二五、二七二	二九、五〇〇	一六、六六五	一一、一八四	三四、四六三	三五、〇六四	四七八、一五二
10	2	6	3	1	11	4	2	1	3	11	5	4	10	8	13	14	7	6	6
〇、〇四七	〇、一五八	〇、二六八	〇、四〇〇	〇、四五七	〇、四七一	〇、五七五	〇、二六八	〇、二七六	〇、三八一	〇、四七五	〇、五〇八	〇、五四六	〇、五八三	〇、六九〇	〇、七〇五	〇、七三二	〇、八三一	〇、九二四	〇、四八〇
1	2	3	4	5	6	7	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	14

夔 州 路											路						
夔州	施州	雲安軍	開州	忠州	萬州	梁山軍	黔州	渝州	大寧監	南平軍	涪州	達州	合計	興州	利州	政州	巴州
七、四九七	九、三二三	四、五三五	八、七〇四	一二、一三七	六、四五七	三、六二三	七九〇	一一、四〇二	一、三〇一	六一七	二、五七〇	六、四七六	一八九、一三三	三、一九二	五、五三五	三、七九六	八、六〇五
三、七一六	九、七八一	六、五四三	一六、二九六	二三、七一一	一四、〇九〇	八、六五四	二、〇五〇	二九、六五七	五、三二九	三、〇二〇	一五、八七八	四〇、一六五	一四七、一一五	一〇、〇五二	一六、六四四	一一、四二六	二三、二六一
一一、二一三	一九、一〇四	一一、〇七八	二五、〇〇〇	三五、八五〇	二〇、五四七	一一、二七七	二、八四〇	四一、〇五九	六、六三〇	三、六三七	一八、四四八	四六、六四一	三三六、二四八	一三、二四四	二二、一七九	一五、二二二	三一、八六六
9	6	10	4	3	5	8	13	2	11	12	7	1	9	7	8	5	5
〇、三三一	〇、五一一	〇、五九〇	〇、六五一	〇、六六一	〇、六八五	〇、七〇五	〇、七二一	〇、七二二	〇、八〇三	〇、八三〇	〇、八六〇	〇、八六一	〇、四三七	〇、七五八	〇、七五〇	〇、七五〇	〇、七二九
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	11	10	9	8	8

宋代の主客戸統計（加藤）

南 廣								路 建 福								合 計	
新 州	封 州	潮 州	連 州	英 州	賀 州	南 雄 軍 州	韶 州	合 計	漳 州	建 州	南 劍 州	福 州	興 化 軍	邵 武 軍	泉 州		汀 州
八、四八〇	一、七二六	五、六九二	三〇、四三八	六、六九〇	三三、九三八	一八、六八六	五三、五〇〇	五八〇、一二六	三五、九二〇	六九、一二六	五九、三五五	一一四、六二六	三五、一五三	五八、五九〇	一四一、一九九	六六、一五七	
五、一六七	一、〇一三	一七、七七〇	六、五〇四	一、三二九	六、二六七	一、六五三	三、九三七	四六四、〇九九	六四、五四九	一一七、四四〇	六〇、二〇六	九六、九一六	二〇、〇八四	二九、四〇〇	六〇、二〇七	一五、二九七	
一三、六四七	二、七三九	七四、六八二	三六、九四二	八、〇一九	四〇、二〇五	二〇、三三九	五七、四三七	一、〇四四、二二五	一〇〇、四六九	一八六、五六六	一一九、五六一	二一一、五四二	五五、二三七	八七、九九〇	二〇一、四〇六	八一、四五四	
11	15	2	7	14	6	10	4	5	3	4	1	8	6	2	7		
〇、三七八	〇、三六九	〇、二三七	〇、一七六	〇、一六五	〇、一五五	〇、〇八一	〇、〇六八	〇、四四四	〇、六四二	〇、六二九	〇、五〇三	〇、四五八	〇、三六三	〇、三三四	〇、二九九	〇、一八七	
8	7	6	5	4	3	2	1	8	7	6	5	4	3	2	1		
								七五、四三二									七五、四三二
								一七八、八九二									一七八、八九二
								二五四、三二四									二五四、三二四
								〇、七〇三									〇、七〇三

南										東										
廣										路										
昭	欽	朱	瓊	邕	橫	昌	廉	桂	柳	白	循	梅	廣	端	惠	南	康	合	計	
州	州	軍	州	州	州	軍	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州
一五、七六〇	一〇、二九五	三四〇	八、四三三	四、八七〇	三、一七二	七四五	六、六〇一	五六、七九一	七、二九四	三、七二七	二五、六三四	五、八二四	六四、七九六	一一、二六九	二三、三六五	五、七四〇	八、九七九	三五五、九八一		
九〇	二五〇	一一	五三二	四一八	二七九	九〇	八九一	九、五五三	一、四三六	八六二	二一、五五八	六、五四八	七八、四六五	一三、八三四	三七、七五六	二一、四六六	二二三、二六七			
一五、八五〇	一〇、五五二	三五一	八、九六三	五、二八八	三、四五一	八三五	七、四九二	六六、三四四	八、七三〇	四、五八九	四七、一九二	一二、三七二	一四三、四六一	二五、一〇三	六一、一二一	二七、二〇六	五七九、二四八			
2	7	25	9	21	23	24	14	1	11	22	5	12	1	9	3	8	13			
〇、〇〇五	〇、〇二三	〇、〇三一	〇、〇五九	〇、〇七九	〇、〇八〇	〇、一〇七	〇、一二〇	〇、一四三	〇、一六四	〇、一八七	〇、四五六	〇、五二九	〇、五四六	〇、五五一	〇、六一七	〇、七八九	〇、三八五			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	9	10	11	12	13	14				

路		西													
合	雷	潯	融	貴	萬	龔	賓	象	鬱	化	梧	宜	高	容	藤
計	州	州	州	州	安軍	州	州	州	林州	州	州	州	州	州	州
一九五、一四六	四、二七二	二、二二九	二、八一三	四、〇二二	一一〇	四、五五三	四、六一二	五、四三五	三、五四二	六、〇一八	三、九一四	一一、五五〇	八、七三九	一〇、二二九	五、〇七〇
六三、二三二	九、五一二	三、九一二	二、八四五	三、四三八	九七	三、四八六	三、〇〇八	三、二八三	二、〇〇三	三、二五五	一、八二一	四、二七二	三、〇二九	三、五四七	一、三一二
二五八、三七八	一三、七八四	六、一四一	五、六五八	七、四六〇	二一七	八、〇三九	七、六二〇	八、七一八	五、五四五	九、二七三	五、七三五	一五、八二二	一一、七六八	一三、七七六	六、三八二
	4	17	19	15	26	12	13	10	20	8	18	3	6	5	16
〇、二四四	〇、六九〇	〇、六三七	〇、五〇一	〇、四六〇	〇、四四七	〇、四三三	〇、三九四	〇、三七六	〇、三六一	〇、三五一	〇、三一七	〇、二七〇	〇、二五七	〇、二五七	〇、二〇五
	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12

江浙路秀州及び廣南東路康州には客戶が擧げられて居ない。此れは客戶が全然無かつたか、若しくは其の數の極めて少いので省略されたかに因るのであらう。宋代の統計には數の少い時には省略されることがある。されば數

宋代の主客戶統計(加藤)

字が見えないからと云つて、直ちに其れが全く無かつたとは断定しにくい。

右の表を觀て先づ感ぜられることは、同じ路の内に於いても、州に依つて客戸の比率に大なる差異のあることである。即ち一路の總計に於いて客戸比率の小さい場合でも、其の内の一一の州に就いて云へば、其れの隨分大きいものもある。例へば河東路豐州の客戸比率が〇、八二四であり、兩浙路處州の客戸比率が〇、七七二であるが如きは其の例である。同様に、一路の總計に於いて客戸比率の大きい場合でも、其の一一の州の内には比率の頗小さいものもある。荆湖北路誠州の其れが〇、〇七であり、利州路文州の其れが〇、〇四七であるのは其の例である。江南東路に於ける客戸比率の最小は廣德軍の〇、〇六であり、最大は江寧府の〇、二九八であつて、最大と云つても他路に比すれば頗小さい。江南東路は客戸比率の小さいことに於いて第一位を占めて居るだけに、路内各州の客戸比率もいづれも他に比して著しく小さいのである。夔州路は比率の小さい順位に於いて最後に居るが、それだけ路内各州の該比率も大きく、最小〇、三三二（夔州）で、最大〇、八六一（達州）である。各路を通じて客戸比率の最も小さいのは江浙路越州の〇、〇〇二で、千戸毎に二戸の割合と爲る。（江浙路秀州及び廣南東路康州は客戸の有無が明でないから姑く除外して置く。）客戸比率の最も大きいのは、梓州路瀘州の〇、九二四で、千戸毎に九百二十四戸の割合と爲る。一路の場合に述べたと同様に、一州に於いても、客戸が少く且つ總戸數の多いのを生活安定の徵驗と認めて大體差支無かるべく、兩浙路越州蘇州の如きは其の例として

よからう。

四

元豊以後には、天下各州若しくは各路の主戸客戸の數を傳へたものが無く、唯南宋の府州志中に該一府州の主客戸の數を列擧したものが間に見出される。次に其れを元豊の數字と併せて掲げて見よう。

南江	路 浙 兩		年 代	主 戸	客 戸	合 計	客戸の合計に 對する比率	典 據
	府 寧 江	州 合						
景 元 定 豐	嘉 大 元 定 觀 豐 十 三 豐 五 年 年 年	乾 政 元 道 和 豐 四 六 豐 年 年 年	五七、八七四 九四、五七四 一〇四、七二五	二五、二三二 六四、七七九 七六、二九四	一一五、二〇八 一二三、六九二 一三六、〇七二	〇、四九七 〇、二三五 〇、二三〇	〇、一七三 〇、二六六 〇、二九二	實慶四明 志卷五
一一八、五九七 一〇三、五四五	一七八、七二七 一八四、七二〇	二五、二三二 六四、七七九 七六、二九四	四九、八六五 一四、二四二	一六八、四六二 一一七、七八七	〇、二九八 〇、一二〇	景定建康 志卷一	嘉定赤城 志卷一五	

宋代の主客戸統計(加藤)

(四九)



路 東			路 建 福		
州 歙			州 福		
元 豐	乾 道 八 年	淳 熙	元 豐	祖 額	淳 熙
一〇三、七一六	一一二、五九五	二一四、六二六	一七〇、一三七	二一一、五九〇	二一四、六二六
二、八六八	七、四八八	九六、九一六	八九、一五一	一〇九、六九二	九六、九一六
一〇六、五八四	一二〇、〇八三	二一一、五四二	二五九、二九〇	三二一、二八四	二一一、五四二
〇、〇二六	〇、〇六三	〇、四五八	〇、三四三	〇、三四一	〇、四五八
淳熙新安 志卷一		淳熙三山 志卷一〇			

元豐は元豐九域志に載せられた數字。淳熙三山志に祖額とあるのは、北宋末若しくは南宋初期の額數であらうが詳でない。歙州は宣和以來徽州と改められたが、假りに舊稱を用ひた。尙ほ淳熙三山志に二五九、二九〇<sup>△</sup>とあるのは、二五九、二八八の誤、三二一、二八四<sup>△</sup>とあるのは三二一、二八二の誤であるが、姑く其の儘とした。

右の表に依れば、元豐以後、明州では、主戸は著しく増加して二倍に達し、客戸は反つて減少し、客戸比率は二分の一以下に降つて居る。此れは頗健全な現象で、住民の生活は年を逐うて安定しつゝ、あつたと見てよからう。台州では、主客戸俱に増加したが、客戸の増加が特に著しい。江寧府では、主客戸とも減少し、客戸の減少が特に著しい。歙州では主戸は餘り増さず、客戸が著しく増した。福州では南渡前後から主戸は頗増加したが、客戸は殆増加しなかつたに近い。以上五州の統計に依つて全體の形勢を判断することは勿論出來ず、且つ五州の情形も區々であつて一定しないのであるが、しかし南渡後、人民の生活が必しも一般に不安定と爲らず、明州福州の如く健全な發展を遂げた處もあつたことは、此

れに依つて窺はれる。

附言。本文に擧げたところの外、太平寰宇記にも主戸客戸の數が掲げられて居る。しかし此の書の州の記事には主客戸の數を缺如した場合も少くない上に、全體此の時代には戸籍が猶頗不完全で、戸口の脱漏が多かつたやうであるから、其の主客戸の數を戸籍の比較的完全に近づいた熙豐時代の其れと比較しても效果の乏しいことに成る。それ故、私は太平寰宇記の主客戸の數を全然打棄てるわけではないけれども、本論文に於いては姑く觸れないこととしたのである。

尙ほ主客戸統計と耕地統計との對照、主客戸と公課との關係などについても多少考へて居るが、此等本論文に説き漏らしたことを併せて他日改めて執筆するであらう。

註1 土戸に就いては、本文に一言した如く、通典卷七、歷代盛衰戸口の部に、「大歷中。初命黜陟使往諸道。按比戸口。約得土戸百八十餘萬。客戸百三十餘萬」とある外、唐の張泌の戸籍傳にも「汝至四月。必作土戸。三月末。當出杭州界以避之。夫鬼神所部。州縣各異。亦猶人有逃戸。云云。」と見えて居る。尙ほ舊唐書食貨志上、建中元年の詔に「戸無主客。以見居爲簿。」とあり資治通鑑卷二二六にも同じ語を載せ、新唐書食貨志二には「戸無主客。以居者爲簿。」と云つて居るが、唐會要卷八三租稅上及び冊府元龜卷四八八邦計部賦稅第二には「戸無土客、以見居爲簿」に作つて居る。建中の記録に主客とあつたか土客とあつたかは容易に決定し難いが、恐らく此の頃には土戸客戸といふ語が専ら行はれ、兩稅法を定むる詔にも土客と書かれ、後、主戸の語が盛に用ひられるやうに爲つてからは、其れを主客とも書き變へたものであらう。

2 此の勅は冊府元龜卷四八六、邦計部戸籍の條にも載せられて居る。

3 此の詔は文獻通考卷一戸口考二にも見える。但し通考には、天禧五年の條に掲げて居るが、本文に於いては、宋會要に従つて大中符四年のものとした。